

公 害 防 止 協 定 書
(案)

株式会社〇〇〇〇

都 城 市

公害防止協定書

都城市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、都城インター工業団地高木北地区に設置する工場、流通施設又は卸売施設（以下「工場等」という。）の事業活動による公害を防止するため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、工場等の運営に関して、公害の発生を防止し、良好な環境を保全することをもって甲及び乙の協力のもと健全な地域の発展に資することを目的とする。

（公害防止の基本姿勢）

第2条 乙は、工場等の維持管理及び運営にあたっては、環境関係諸法規を遵守するとともに、周辺地域の住民の健康を守り、住み良い生活環境及び自然環境の保全を図らなければならないことを深く認識し、公害の発生防止及び環境保全に万全の措置を講ずるものとする。

（大気汚濁防止対策）

第3条 乙は、大気汚染を防止するため、煤煙等が発生する恐れのある施設、機械等の適正な管理に努め、周辺地域に影響を及ぼすことのないよう、関係法令に定められた基準を遵守しなければならない。

（水質汚濁防止対策）

第4条 乙は、工場等周辺水域の水質の汚濁及び悪化を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）敷地内から雨水に混入するなどして汚水が流出しないようにすること。
- （2）敷地内の汚水については、適切に管理を行い周辺水域に影響を及ぼすことのないようにすること。
- （3）汚水処理施設は、その機能を十分に発揮できるよう、施設の維持管理の徹底を図ること。
- （4）乙は、工場等から排出される排水について定期的に水質検査を実施するものとする（水質汚濁防止法に基づく指定施設のみ）。検査結果については工場等で保管し、甲から求められた場合は、遅滞なく検査結果を報告するものとする。

（騒音防止対策）

第5条 乙は、騒音を防止するため、騒音が発生する施設及び機械等の適正な管理に努め、周辺地域に影響を及ぼすことのないよう、関係法令に定められた基準を遵守しなければならない。

（振動防止対策）

第6条 乙は、振動を防止するため、振動が発生する施設及び機械等の適正な管理に努め、周辺地域に影響を及ぼすことのないよう、関係法令に定められた基準を遵守しなければならない。

（悪臭防止対策）

第7条 乙は、悪臭を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）工場等の清掃管理を徹底し、悪臭発生源の除去に努めること。
- （2）有害鳥獣及び衛生害虫等の発生防止のため、十分な対策を講ずること。

(廃棄物処理対策)

第8条 乙は、自らの事業活動に伴って発生する廃棄物を適正に処理するものとし、屋外焼却は、行ってはならないものとする。

2 乙は、残渣物を場外搬出する場合、その途中及び排出先における公害発生を防止するため最善の措置を講ずるものとする。

(環境保全管理体制)

第9条 乙は、工場等の管理に細心の注意を払い、公害防止及び環境保全を目的とした従業員の教育を徹底するとともに、環境保全の管理体制に万全を期するものとする。

(事故時の措置)

第10条 乙は、工場等に係る人為的或いは自然的要因による周辺環境への影響が懸念される事故、その他の災害が発生したときは、直ちに応急の措置を取るとともに、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたに場合において公害防止及び環境保全上必要があると認めたときは、乙にその対策について指示するものとし、乙は、これに従わなければならない。

(環境の美化)

第11条 乙は、地域の環境美化活動に積極的に参加するなど、工場等及びその周辺の環境美化に努めなければならない。

(事業内容の拡大及び変更)

第12条 乙は、工場等の施設の新設、変更又は事業内容の変更をするときは、事前に甲に計画概要を説明してから行うものとする。

(立入調査等)

第13条 甲は、この協定の実施のために工場等に立ち入り調査ができるものとし、必要に応じて乙に状況の報告を求めることができるものとする。

2 前項による調査の結果、甲が公害防止及び環境保全のための処置を指示したときは、乙は速やかにこれを実施しなければならない。

3 甲は、必要に応じて関係機関などに、立入調査の同行及び指導の要請を行うものとする。

(苦情処理及び損害賠償)

第14条 乙は、工場等に関する公害、その他の苦情については、誠意をもって解決に努めるものとする。

2 乙は、工場等に関する公害及び事故等によって周辺地域住民の生活環境又は生産環境に損害を与えたときは、直ちに防止策を講ずるとともに、その損害を賠償するものとする。

(公表)

第15条 甲は、本協定に基づき実施した事項又は乙から報告にあった事項等について、必要に応じてこれを公表することができるものとする。

(地域振興)

第16条 乙は、地域の環境を保全するため、事業所を設置する周辺地域の発展及び振興に努めるものとする。

(協定の遵守)

第 17 条 甲、乙は、信義をもって誠実に本協定を履行しなければならない。

(協定の承継)

第 18 条 乙は、乙の事業を第三者に承継しようとするときは、事前に甲に通知し、承継人に対して本協定と同じ内容の協定を締結するよう措置するものとする。

(協議)

第 19 条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

(協定の効力)

第 20 条 本協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

都城市姫城町 6 街区 21 号
甲 都城市
代表者 市長 池 田 宜 永

乙